

別紙大藏大臣請議臺灣銀行整理方針ニ
関スル件

大藏大臣	名	五
内務大臣	五	
外務大臣	五	
陸軍大臣	五	
海軍大臣	五	
司法大臣	五	
文部大臣	五	
農林大臣	五	
商工大臣	五	
逓信大臣	五	
鐵道大臣	五	

大甲第一〇五號

昭和七年七月十五日

決定期限 昭和七年七月十九日 行

内閣總理大臣 五
内閣書記官長 五

内閣書記官

右閣議ニ供ス

指令案

臺灣銀行整理方針ニ関スル件 請議ノ通

昭和二年七月十九日指令

昭和二年七月十九日

昭和二年勅令第六十九號ニ基キ設置セラレタル臺灣銀行調査會ハ豫テ臺灣銀行ノ基礎ヲ鞏固ニスル方策ヲ調査中ナリシ處本年七月十四日會議ヲ開キ全員一致ヲ以テ別紙報告書ヲ可決シ之ヲ同調査會長阪谷男爵ヨリ大藏大臣ニ提出アリタリ

右調査報告書ニ掲クル方策ハ現下ノ狀勢ニ於テ臺灣銀行ノ基礎ヲ鞏固ニスル爲最モ適當ナリト認メラルルヲ以テ同行ノ整理方針トシテ之ヲ採用スルコトト致度仍テ閣議決定ヲ請フ

昭和二年七月十五日

大藏大臣

三土

忠

造

内閣總理大臣

男爵

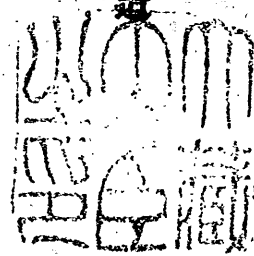
田

中

義

一

股



大

藏

省

寫

昭和二年七月十四日

臺灣銀行調查會長

男爵 阪谷 芳 郎

大蔵大臣 三 土 忠 造 殿

報 告 書

臺灣銀行調査會ハ臺灣銀行ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ方策ヲ調査審議シ
タル結果別紙成案ヲ得本日ノ會議ニ上程致候處金會一致ヲ以テ可決セリ
仍テ玆ニ及報告候也



(別紙)

臺灣銀行ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ方策

第一 臺灣銀行カ多額ノ缺陷ヲ擁シ其ノ基礎ノ安定ヲ缺クニ至リタルハ畢竟其ノ本來ノ使命ヲ逸脱シ放漫偏倚ノ貸出ヲ敢テシタルカ爲ニ外ナラス故ニ今後ニ於ケル同行ノ營業方針ハ本來ノ使命タル臺灣ニ於ケル産業資金ノ供給ヲ以テ中心トシ其ノ餘力ヲ以テ南支南洋ニ於ケル外國爲替業務ニ當ラシムルヲ至當ナリト認ム

第二 臺灣銀行ノ資産ニ包蔵スル缺陷ニ對シテハ左ノ方法ニ依リ之カ補填ノ資源ヲ求ムルヲ適當ナリト認ム

(一) 資本金ヲ三分ノ一二減少スルコト

(二) 諸積立金ヲ取崩スコト

(一) 備蓄立金と短期債

(二) 資本金と三分の一の増資

(三) 銀行と信託の合併

第二 臺灣銀行の資本金の増大と銀行の合併

臺灣銀行の資本金は、昭和十一年の調査によれば、

資本金は、昭和十一年の調査によれば、

資本金は、昭和十一年の調査によれば、

資本金は、昭和十一年の調査によれば、

第一 臺灣銀行の資本金の増大と銀行の合併

臺灣銀行の資本金は、昭和十一年の調査によれば、

臺灣銀行の資本金は、昭和十一年の調査によれば、

(三) 震災手形中の震災手形處理委員會の議決を経て相當債務額ノ免除ヲ受ケ

ルコト

(四) 臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律ニ依リ融通ヲ受ケタ

ル金額中特別融通資金審査會ノ決定ヲ經テ相當債務額ノ免除ヲ受ケ

ルコト

第三 臺灣銀行ノ將來ニ於ケル經營ニ關シテハ前記第一ノ方針ニ則リ左

ノ改善ヲ加フルノ要アリト認ム

(一) 内地ニ於ケル貸出ハ之ヲ爲ササルコト

(二) 内地市場ニ於ケル「コール」ノ吸收ハ之ヲ爲ササルコト

(三) 店舗ノ縮少廢止ヲ行フコト殊ニ倫敦支店及銀行出張所ニ對シテハ其

ノ規模ヲ縮少スルコト

ノ規模ヲ縮少スルコト



景

陳甲 第五

十三

吉十廿

十三十八

鉈



45

張

面

五

毒

血

別紙支那駐屯軍ニ更ニ兵力増加、件々事實已チ得ル儀ト思考

泰ニ尚マ又思テ亂世セリト望ム
小 運籌總計ニ因テハ全編歸實土ノ題至ニ林文ハ全編歸實論查會ノ題
要アリト望ム

卷六
聖駕臨幸後、
其入庫計、
一日、
寛文十一年八月